

令和3年12月3日

# 記者発表配付資料

- 令和3年12月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和3年12月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和3年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和3年12月補正予算（案）の概要

# 令和3年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 20件

令和3年度補正予算 ----- 6件  
条例その他議案 ----- 13件  
報告議案 ----- 1件

1 令和3年度補正予算 ----- 6件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	3,031,655千円	501,770,348千円
特別会計	△345,000千円	287,836,627千円
企業会計	289,767千円	21,016,916千円

2 条例その他議案 ----- 13件

条例議案 ----- 7件  
その他議案 ----- 6件

3 報告議案 ----- 1件

専決処分報告 ----- 1件

# 令和3年12月高知県議会定例会提出予定議案目録

## ○ 予 算

- 第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和3年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和3年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和3年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和3年度高知県病院事業会計補正予算

## ○ 条 例 そ の 他

- 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 県有財産（南国日章産業団地）の処分に関する議案
- 第 18 号 （新）安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案

## ○ 報 告

- 報第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

# 令和3年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、感染症防疫の作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、心身に著しい負担を与える作業に従事したときに支給額の加算ができるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 8 号 高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案

(市町村振興課)

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

## 第 9 号 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例議案

(医療政策課)

県内において必要な助産師の緊急的な確保及び充実を図ることを目的として、県内指定医療機関において助産師の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸し付ける制度について、安定的な周産期医療体制を維持するため、継続的な助産師の確保が図れるよう時限的な措置の見直しをするとともに、看護師及び准看護師に係る奨学金の貸付制度と同様に償還の際に利息を付することができることとしようとするもの

## 第 10 号 高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例議案

(スポーツ課)

国からの指示に基づき、令和3年度末としている条例の失効期限を繰り上げて、基金の残額を年度内に国庫に返納しようとするもの

## 第 11 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(建築指導課)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行による住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化及び区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し等がされることを考慮し、長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとするとともに、認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

## 第 12 号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

(教職員・福利課)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）が一部改正されたこと等を考慮し、教育職員について1年単位で週休日及び勤務時間の割振りを定める勤務が可能となるよう必要な改正をしようとするもの

## 第 13 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(生活安全企画課)

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）が一部改正されクロスボウの所持が許可制となること等に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第285号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、クロスボウの所持の許可の申請等に対する審査、取扱いに関する講習会、射撃練習を行う資格の認定に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとする等必要な改正をしようとするもの

## 第 14 号 令和4年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

令和4年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

## 第 15 号 こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定に関する議案

(人権・男女共同参画課)

こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
こうち男女共同参画センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市旭町三丁目115番地  
公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- (3) 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第 16 号 高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定に関する議案

(雇用労働政策課)

高知県立地域職業訓練センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称  
高知県立地域職業訓練センター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市布師田3992番地4  
高知県職業能力開発協会
- (3) 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第 17 号 県有財産（南国日章産業団地）の処分に関する議案

(企業誘致課)

南国日章産業団地の分譲用地で県が所有している持分である2分の1を予定金額1,529,484,725円以内で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 処分する土地の所在  
南国市日章あけぼの1番ほか335筆以内
- (2) 面積  
113,438.52平方メートル以内（県が所有している持分は、2分の1）

## 第 18 号 (新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案

(高等学校振興課)

(新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
(新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
1,597,200,000円
- (4) 契約の相手方  
高知市九反田5番8号  
新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
令和6年1月31日

## 第 19 号 県道の路線の変更に関する議案

(道路課)

県が管理する国道494号の一部を県道吾桑停車場の路線とすることに伴い、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、同県道の路線を変更することについて、同条第3項において準用する同法第7条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

## 報第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課、経営支援課)

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請対応臨時給付金に要する経費について急施を要したため専決処分したもの

## 1 事業目的・内容

- (1) 助産師の確保が必要な県内の医療機関で将来助産師として業務に従事しようとする者に対し奨学金を貸与し、県内で必要な助産師の確保及び充実を図る。  
(H20年度から実施)
- (2) 助産師緊急確保対策奨学金の貸与 貸付額: 県外学生15万円、県内学生10万円

## 2 条例改正の内容

- ① 「高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例」→「高知県助産師確保対策奨学金貸付け条例」と条例名を変更（「緊急」を削除）  
第1条の目的規定からも「緊急的な」を削除  
→ 制度開始当初の目的は、県内の助産師養成施設閉校後、県内での助産師養成数及び就業者数が安定するまでの緊急的な対策としての奨学金貸付け制度であったが、10年以上経過し、県内での養成数は一定確保された。一方で、就業助産師数の安定確保（一定数の維持）は、引き続き今後の課題となっている。  
こうした経緯により、奨学金制度の役割が変化してきたため「緊急」を削除する。
- ② 失効期限及びその経過措置（附則第2項から第4項までの規定）の削除  
→ 高知県における現状と同水準の助産師を今後も維持・確保していくためには、一定数が県内で就職することを担保する奨学金制度が恒常的に必要であることから、条例の失効期限を削除する。  
併せて看護師及び准看護師に係る奨学金の貸付制度と同様に、無利子から有利子に改正する（第7条第3項及び第4項を追加）。

## 3 奨学金制度の成果

### 助産師養成数の推移

単位：人

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
貸与を受け養成課程を卒業した者	2	7	6	6	9	3	8	12	13	7	7	9	6	95
うち県内医療機関就業者数	2	7	6	6	9	3	8	12	13	7	7	9	6	95
(うち県外養成施設卒業者数)	(2)	(7)	(4)	(2)	(5)	(0)	(2)	(5)	(7)	(1)	(2)	(1)	(2)	(40)

貸与を受け養成課程を卒業した者 95人全員が県内医療機関に就業



**奨学金は県内就業(県内の助産師確保)に高い効果**

## 4 助産師確保の必要性

- (1) 県内の就業助産師数は、50歳以上の割合が全体の3割程度を占めており、年齢に伴う離職者の補充や、出産・育児に伴う休業による欠員補充のために、継続して養成・確保していく必要がある。  
50歳以上の助産師が10年後に退職を迎える人数+その他欠員  
≒ 奨学金による養成数 過去平均7人/年×10年=70人
- (2) 以前に比べ助産師に求められる役割や期待が大きくなっている。  
・産婦人科医師が不足している中、正常分娩であれば責任を持って助産を行うことができる助産師の活用は、産婦人科医の負担軽減につながるとともに、妊娠・産後の女性の多様なニーズに応えることも可能となる。  
・安心して出産や子育てができる環境を整えていくことに加えて、思春期から更年期に至るまでの女性の発達課題と健康を支援する助産師の役割は重要性を増している。
- (3) 県内の安心・安全な出産環境の整備、助産・看護学生の実習機会の増加による教育効果、若手助産師の助産実践能力向上など、安定的な周産期医療体制の提供につなげるため、継続した就業助産師の確保対策が必要。



住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、手数料を改正する

① 長期優良住宅建築等計画認定申請の添付図書の内容が一本化され、登録評価機関と所管行政庁の審査の分担を合理化

【現行】

● 県への認定申請書には登録評価機関審査済の図書を添付することができ、図書の有無・種類によって審査済の項目が異なる上に、県においては、登録評価機関審査済の項目を重ねて審査することなどが求められていた

● 手数料は、添付図書の種類別に審査必要項目の内容に相当する額



法改正により、図書の種類の数は減らないものの、内容の統一化が図られるとともに、二重審査の仕組みが廃止に

② 環境等への貢献度に応じて容積率の割増しが可能に (許可制)

<例>

第二種中高層住居専用地域  
基準容積率：300%

延べ面積：  
4,500㎡

敷地面積：1,500㎡

公開空地を設けることなどにより  
従来の1.5倍の面積を建築

延べ面積：  
6,750㎡

有効公開空地面積：900㎡

<現行>

添付図書の種類	長期使用構造等基準		その他基準
	性能評価基準	長期独自基準	
適合証	要 (重ねて審査)	要 (重ねて審査)	要 (未済部分の審査+済部分を重ねて審査)
設計住宅性能評価書	要 (重ねて審査)	要	要

<改正後>

添付図書の種類	長期使用構造等基準		その他基準
	性能評価基準	長期独自基準	
長期住宅確認書又は設計住宅性能評価書 (長期使用構造等基準に適合していることが明示される)	不要	不要	要

長期使用構造等基準の審査が不要に

県の審査

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を変更  
「改正後の審査時間」×「最新の人件費単価」により手数料を算出

例) 新築 戸建て住宅 10,000円 (100㎡以下)、12,000円 (100㎡超)  
新築 共同住宅等 (計算式による) 12,000円 (1戸)、81,000円 (50戸)、260,000円 (300戸) など

容積率特例許可の申請手数料を新設

160,000円/件

施行日 令和4年2月20日

# 「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制の導入について

## 1 制度導入までの経緯

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)の一部改正(公布:令和元年12月11日)

1年単位の变形労働時間制の適用【第5条関係】

## 2 制度の概要

年度初めや学校行事等で業務量が多い時期に勤務時間を割り振り、延長した時間を長期休業期間等に休日をまとめて取得できる制度。

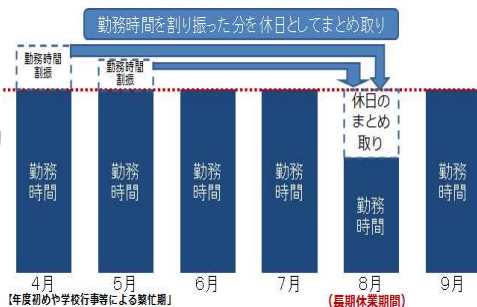
勤務条件に当たるため、条例等の整備が必要

※各地方公共団体の判断により選択的に活用できる制度

※学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢

### <導入の目的>

- ・教育職員のリフレッシュの時間等の確保
  - ・児童生徒等に対する効果的な教育活動
  - ・教育職員の職としての魅力向上
  - ・意欲と能力のある人材の任用
- ※導入自体が日々の業務や勤務時間の縮減につながるものではない。



### <制度の導入に当たっての前提>

- ・長期休業期間等に休日を連続して設定できるときのみ活用可能
- ・画一的な適用ではなく、育児や介護等を行う者へ配慮
- ・時間外在校等時間が上限時間(42時間/月、320時間/年)の範囲内
- ・勤務時間延長を理由とした新たな業務の追加は不可
- ・教育委員会、学校、教員が互いに共通認識を持って活用
- ・服務監督教育委員会及び校長が、指針に定める全ての措置を講じること 等

## 3 制度導入に関する調査結果等

### (1) 県立学校の教育職員を対象とした意向調査

<令和2年8月調査>

- 回答率:83.1% (2,051人/2,467人)
- 活用希望率:35.8% (735人/2,051人)

### (2) 市町村(学校組合)教育委員会の意向状況

<令和3年5月調査>

- 導入する方向で検討中:7教育委員会
- 未定:21教育委員会
- 今のところ導入しない方向で検討中:7教育委員会

### (3) 他県の条例改正状況

<令和3年3月末現在>

- 令和2年11月:徳島県
- 令和2年12月:北海道
- 令和3年2月:千葉県、兵庫県、香川県、愛媛県、山口県、大分県、鹿児島県

## 4 「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例」の一部を改正する条例(案)の概要

給特法により読み替えて適用する地方公務員法第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法第32条の4第1項に基づき、1年単位の变形労働時間制の導入に関し必要な事項を条例に規定

### ○主な改正内容

#### ① 週休日及び勤務時間の割振りの原則 (第6条の2第2項)

・毎週少なくとも1日を週休日とし、平均して週当たり38時間45分となるよう設定

#### ② 週休日及び勤務時間の割振りの限度 (第6条の2第2項)

・割り振ることができる時間は、38時間45分(5日間)まで

#### ③ 対象となる教育職員の範囲 (第6条の2第3項第1号)

・公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要が認められる教育職員

※③～⑤については、人事委員会規則において具体的な整備内容等を定める。

#### ④ 対象期間及び特定期間、各期間の起算日 (第6条の2第3項第2号から第6号まで)

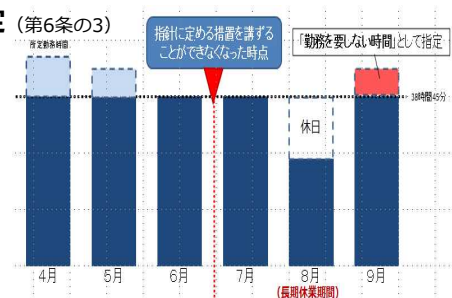
- ・夏季、学年末等における長期休業期間を含む4月1日から翌年3月31日までの期間を範囲内とし、起算日を明らかにして週休日や勤務時間を割り振る。
- ・特定期間とは、対象期間中の特に業務が繁忙で、公務の運営上必要と認める期間

#### ⑤ 勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間 (第6条の2第3項第7号)

・勤務時間は1日10時間、1週間52時間を限度 等

#### ⑥ 勤務することを要しない時間の指定 (第6条の3)

※上限時間を遵守できなくなったり、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合には、勤務を要しない時間に指定し、通常の勤務時間に戻す。



### <給特条例以外で改正予定の条例>

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

### ○施行期日 令和4年4月1日

※必要な手続等は、条例の施行日前でも準備行為として行う。

## 5 学校における働き方改革の推進

### ○1年単位の变形労働時間制の活用

- ◇学校における働き方改革における本県の取組
- ◇業務の効率化・削減 ◇専門スタッフ・外部人材の活用

限られた時間の中で最大の教育効果が発揮できるよう、教職員の負担軽減を図るとともに、新たな休暇制度の導入により教職の魅力向上につなげる。

## 銃刀法改正の背景

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「改正法」という。）は、最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危険の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務を定めたものである。



### ※ クロスボウとは（銃刀法第3条）

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機能を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼしえるものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。

## 銃刀法改正の概要（施行日は、令和4年3月15日）

### 【所持許可制の導入】

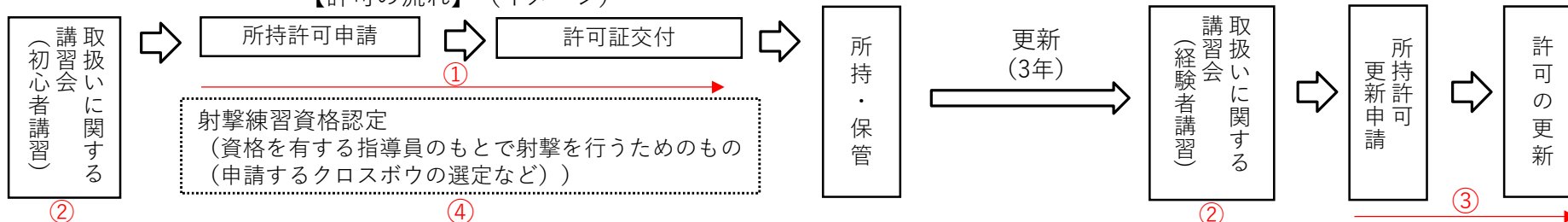
- ① クロスボウの所持の許可（改正法第4条第1項第1号）
  - ② クロスボウの取扱いに関する講習会の規定（改正法第5条の3の2第1項）
  - ③ クロスボウの所持の許可の更新（改正法第7条の3第2項）
  - ④ クロスボウ射撃練習の資格の認定（改正法第9条の16第1項）
- 国際競技に参加するための外国人のクロスボウの所持の許可（改正法第6条第1項）

## 条例改正の趣旨

改正法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第285号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、高知県警察手数料徴収条例（平成12年条例第32号）を改正して新たにクロスボウの所持の許可等に係る手数料を定めるもの。

## 条例改正の主な内容

### 【許可の流れ】（イメージ）



- ① クロスボウの所持許可申請手数料を追加
- ② クロスボウの取扱いに関する講習会の手数料を新設（初心者講習・経験者講習）
- ③ クロスボウの所持許可更新申請手数料を追加
- ④ クロスボウ射撃練習資格認定手数料を新設（その他）

○ クロスボウの国際競技参加外国人所持許可手数料を追加 ○ やむを得ない事情により更新できなかった者の講習を追加（政令の表67関係）

施行日

令和4年3月15日

# 県有財産(南国日章産業団地)の処分に関する議案

商工労働部  
企業誘致課

## 【議案内容】

処分する土地

- 1 土地の所在  
南国市日章あけぼの1番ほか335筆以内
- 2 面積  
113,438.52平方メートル以内  
(県が所有している持ち分は、2分の1)

予定金額 1,529,484,725円以内

凡 例	
	分譲宅地
	市道等
	緑地等



## 南国日章産業団地の分譲方針について

### 対象企業 (予定)

#### 製造業又は流通業

- ・自ら製造業又は流通業（製造業と密接な関わりのある運輸業又は卸売業）を行うために、生産施設又は物流施設を設置する者
  - ・上記施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者
  - ・公害を発生させず、かつ、環境を維持し、南国市と環境協定を締結できる者
- など

### 今後のスケジュール (予定)

#### 【令和3年度】

12月下旬～2月上旬  
3月下旬

分譲公募

立地企業選定委員会開催（譲受人審査）

#### 【令和4年度】

4月中旬  
4月下旬以降

譲受人決定

土地引き渡し開始

## 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分について

令和3年11月26日

総務部財政課

### 1 補正予算の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請対応臨時給付金に要する経費について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものの。

2 専決処分日 令和3年11月26日（金）

3 補正予算額 1,629,627 千円  
（補正後の一般会計予算額 498,738,693 千円）

### 4 補正予算の内容

#### 【歳出】

・ 営業時間短縮要請対応臨時給付金	1,629,627 千円
合 計	1,629,627 千円

#### 【歳入】

・ 繰入金	1,629,627 千円
合 計	1,629,627 千円

# 報第 1 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

新型コロナウイルス感染症対策における営業時間短縮要請対応臨時給付金に要する経費について  
 急施を要したため専決処分したもの

## 一般会計総括

(1) 歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	318,413,556	1,629,627	320,043,183	319,132,084	0.3
県 税	62,999,079		62,999,079	67,169,162	△ 6.2
地方消費税清算金	32,152,088		32,152,088	32,530,717	△ 1.2
地方譲与税	10,249,164		10,249,164	15,028,535	△ 31.8
地方交付税等 (ア+イ)	201,247,000		201,247,000	188,708,000	6.6
(うち地方交付税) ア	(179,629,000)		(179,629,000)	(174,918,000)	(2.7)
(うち臨時財政対策債) イ	(21,618,000)		(21,618,000)	(13,790,000)	(56.8)
財調基金取崩	634,662	1,629,627	2,264,289	4,368,353	△ 48.2
その他	11,131,563		11,131,563	11,327,317	△ 1.7
(2) 特 定 財 源	178,695,510		178,695,510	202,140,930	△ 11.6
国庫支出金	103,368,169		103,368,169	116,495,305	△ 11.3
県 債 エ	44,989,000		44,989,000	56,116,000	△ 19.8
(うち行政改革推進債・ 退職手当債) オ	(3,000,000)		(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等 カ	4,499,364		4,499,364	4,122,020	9.2
その他	25,838,977		25,838,977	25,407,605	1.7
総計 (1)+(2)	497,109,066	1,629,627	498,738,693	521,273,014	△ 4.3

県債計 (イ+エ:再掲)	66,607,000		66,607,000	69,906,000	△ 4.7
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	8,134,026	1,629,627	9,763,653	11,490,373	△ 15.0

(2) 歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	401,078,585	1,629,627	402,708,212	400,071,793	0.7
人 件 費	116,282,456		116,282,456	115,672,605	0.5
(うち退職手当を除く)	(102,429,500)		(102,429,500)	(103,845,942)	(△ 1.4)
扶 助 費	12,483,328		12,483,328	12,509,150	△ 0.2
公 債 費	64,203,009		64,203,009	65,231,709	△ 1.6
その他	208,109,792	1,629,627	209,739,419	206,658,329	1.5
(2) 投 資 的 経 費	96,030,481		96,030,481	121,201,221	△ 20.8
普通建設事業費	89,367,887		89,367,887	113,490,620	△ 21.3
補助事業費	60,886,363		60,886,363	77,624,774	△ 21.6
単独事業費	28,481,524		28,481,524	35,865,846	△ 20.6
災害復旧事業費	6,662,594		6,662,594	7,710,601	△ 13.6
総計 (1)+(2)	497,109,066	1,629,627	498,738,693	521,273,014	△ 4.3

# 令和3年度 12月補正予算（案）の概要

---



令和3年12月  
高知県総務部財政課

5つの基本政策をはじめとする必要な施策を着実に実行するための予算を計上  
(新型コロナウイルス感染症対策などの国の経済対策補正予算への対応については、別途検討中)

## 1. 12月補正の主な内容

- ◆ **新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設本体工事等に係る債務負担行為を設定**
- ◆ **県有施設（こうち男女共同参画センターなど2施設）の指定管理運営業務に係る債務負担行為を設定**
- ◆ **人件費の補正**

など

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策等

【11月専決予算：1,630百万円】

- ◆ **営業時間短縮要請対応臨時給付金（8月分、9月分）の不足額を積み増し**

【12月補正（追加分）として計上予定】

- ◆ **経済影響対策など国の経済対策補正予算への対応**



# 12月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	320,043,183	2,716,943	322,760,126	319,252,141	1.1
県 税	62,999,079		62,999,079	67,169,162	△ 6.2
地方消費税清算金	32,152,088	2,266,794	34,418,882	32,530,717	5.8
地方譲与税	10,249,164		10,249,164	15,028,535	△ 31.8
地方交付税等 <sup>(ア+イ)</sup>	201,247,000		201,247,000	188,708,000	6.6
(うち地方交付税) ア	(179,629,000)		(179,629,000)	(174,918,000)	(2.7)
(うち臨時財政対策債) イ	(21,618,000)		(21,618,000)	(13,790,000)	(56.8)
財調基金取崩	2,264,289	450,149	2,714,438	4,485,492	△ 39.5
その他	11,131,563		11,131,563	11,330,235	△ 1.8
(2) 特 定 財 源	178,695,510	314,712	179,010,222	205,212,279	△ 12.8
国庫支出金	103,368,169	△ 107,197	103,260,972	119,139,607	△ 13.3
県 債	44,989,000	302,000	45,291,000	56,386,000	△ 19.7
(うち行政改革推進債・ 退職手当債) オ	(3,000,000)		(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等	4,499,364		4,499,364	4,122,020	9.2
その他	25,838,977	119,909	25,958,886	25,564,652	1.5
総計 (1)+(2)	498,738,693	3,031,655	501,770,348	524,464,420	△ 4.3

県債計 (イ+オ:再掲)	66,607,000	302,000	66,909,000	70,176,000	△ 4.7
財源不足額 (ウ+イ+オ:再掲)	9,763,653	450,149	10,213,802	11,607,512	△ 12.0

## 歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			前年度12月補正後 (D)	前年度12月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	402,708,212	2,647,077	405,355,289	402,783,219	0.6
人 件 費	116,282,456	△ 20,359	116,262,097	115,459,845	0.7
(うち退職手当を除く)	(102,429,500)	(△ 20,359)	(102,409,141)	(103,633,182)	(△ 1.2)
扶 助 費	12,483,328	214,610	12,697,938	12,509,150	1.5
公 債 費	64,203,009		64,203,009	65,231,709	△ 1.6
その他	209,739,419	2,452,826	212,192,245	209,582,515	1.2
(2) 投 資 的 経 費	96,030,481	384,578	96,415,059	121,681,201	△ 20.8
普通建設事業費	89,367,887	94,711	89,462,598	113,953,361	△ 21.5
補助事業費	60,886,363		60,886,363	77,797,459	△ 21.7
単独事業費	28,481,524	94,711	28,576,235	36,155,902	△ 21.0
災害復旧事業費	6,662,594	289,867	6,952,461	7,727,840	△ 10.0
総計 (1)+(2)	498,738,693	3,031,655	501,770,348	524,464,420	△ 4.3

## － 主要な事業の概要 －

### 主要事業の概要

- ・ 「新たな管理型産業廃棄物最終処分場」の整備

P5

### その他の主な事業

P6

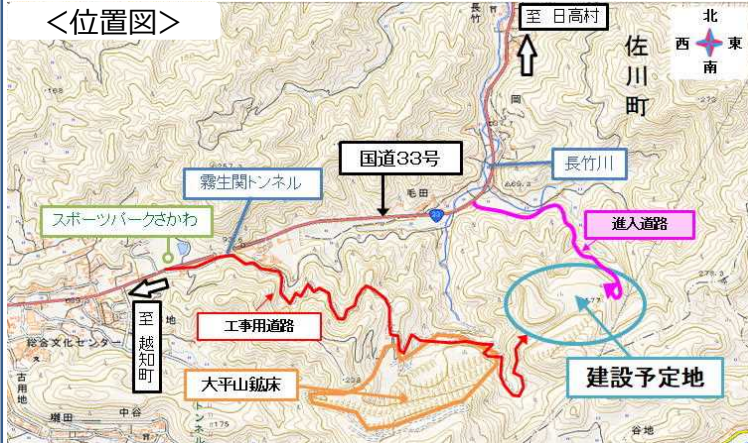
## 12月補正の内容

**拡** 新たな管理型最終処分場整備事業費負担金 25,091千円 【債務負担（R3～R6）】 3,541,891千円

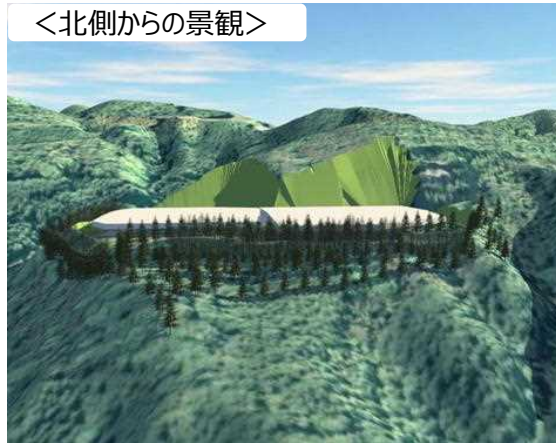
新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備にあたり、整備・運営主体が実施する施設本體工事や進入道路工事等に係る経費を負担する。

負担先：（公財）エコサイクル高知

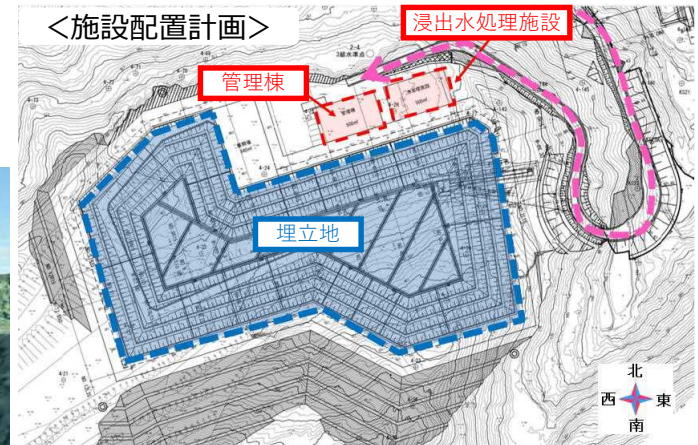
＜位置図＞



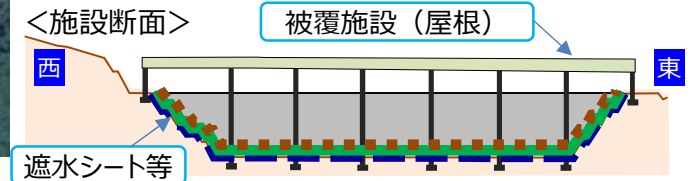
＜北側からの景観＞



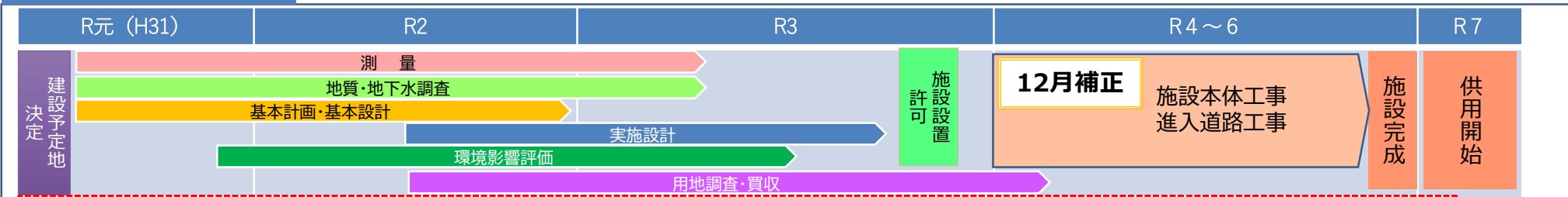
＜施設配置計画＞



＜施設断面＞



## 整備スケジュール



日高村エコサイクルセンターでの埋立(R元年10月以降の搬入状況が続いた場合、R7年6月末頃に埋立終了見込み)

## 1 感染予防、感染拡大防止

**NEW** 介護・障害福祉施設における感染拡大防止対策への支援 **32,885**

(介護事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金、  
障害福祉サービス等確保支援事業費補助金)

介護・障害福祉施設が実施する感染予防、感染拡大防止対策に必要な経費を補助する。

補助先：社会福祉法人等  
補助率：定額（施設類型ごとに定められた上限額以内）  
補助対象：衛生用品や感染症対策に要する備品等の購入経費

(子ども・福祉政策部 高齢者福祉課、障害福祉課)

## 2 経済の活性化

**クルーズ船寄港時の受入態勢の充実**  
【債務負担 (R3~R4)】 **57,326**  
(客船受入等業務委託料)

クルーズ船寄港時の高知新港での乗船客等の受入態勢を充実させ、寄港時の満足度を高めるとともに、客船の更なる誘致と寄港の定着化につなげる。

委託内容：客船寄港時の歓迎行事等の実施、シャトルバスの運行  
(高知新港<=>はりまや橋観光バスターミナル) 等

委託先：民間企業

委託方法：随意契約（プロポーザル方式）  
(土木部 港湾振興課)

## 3 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

**拡** (新) 県立安芸中学校・高等学校の整備  
【債務負担 (R3~R5)】 **201,323**

県立安芸中学校・高等学校と県立安芸桜ヶ丘高等学校の統合に向け、(新) 安芸中学校・高等学校の新校舎等の建築工事を行う。(実施設計の完了に伴う債務負担行為額の増)

(教育委員会 高等学校振興課)

## 4 その他

**台風第14号等による被害への対応**  
**307,115** 【債務負担 (R3~R4)】 **17,945**

9月の台風第14号等により被災した施設の復旧工事等を行う。

- (1) 農業ハウス関連設備の修繕等 29,248 【債務負担】17,945  
・ 農業担い手育成センター (四万十町)
- (2) 障害物が堆積した漁港の災害復旧 2,468  
・ 清水漁港 (土佐清水市) ほか1漁港
- (3) 被災した道路の災害復旧 275,399  
・ 県道安田東洋線 (北川村) ほか40路線



農業担い手育成センター  
(四万十町)



清水漁港(土佐清水市)



県道安田東洋線(北川村)

(農業振興部 農業担い手支援課ほか)

## 指定管理者への県有施設の管理運営委託

151,490【債務負担（R3～R8）】420,684

### (1) 県有施設の管理運営業務に係る債務負担行為の設定

指定管理制度を導入している県有施設について、令和4年度以降の指定管理候補者を選定のうえ、管理運営委託料を定める。

県有施設名	指定管理候補者	選定方法	指定期間 (年度)	管理運営委託料 【債務負担行為】
こうち男女共同参画センター	(公財)こうち男女共同参画社会づくり財団	公募	R4～R8	383,479
地域職業訓練センター	高知県職業能力開発協会	直指定	R4～R8	37,205
2施設	合計			420,684

### (2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う指定管理委託料の増額

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県有施設について、本年度の管理運営委託料を増額する。

県有施設名	予算額
①高知城歴史博物館 ②坂本龍馬記念館 ③県民文化ホール ④県民体育館・武道館・弓道場 ⑤牧野植物園 ⑥高知公園 計6件（8施設）	151,490

